



目 次	ページ
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出の取下げ (経営支援課)	1
○漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還(4件) (漁港漁場課)	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 ()	3
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
公 告	
○林業種苗法による生産事業者の登録証の記載事項の変更 (木材増産推進課)	3

告 示

高知県告示第483号
 地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。
 令和6年8月9日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 氏名
中山 利津子
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
高岡郡津野町新土居375-1
- 3 取消し年月日
令和6年5月31日

高知県告示第484号
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。
 令和6年8月9日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 取り下げられた届出に係る告示

令和6年6月高知県告示第408号
 2 取り下げられた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
 高知大丸本館・東館
 高知市帯屋町一丁目6番1号ほか

高知県告示第485号
 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
 なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和7年1月30日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
 令和6年8月9日

- 大島漁港漁港管理者
 高知県知事 濱田 省司
- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 (1) F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.50メートル)
 (2) F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.10メートル、船幅1.50メートル)
 (3) F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.50メートル、船幅1.50メートル)
 - 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 (1) 宿毛市大島 大島南物揚場水域
 令和6年6月28日午前9時
 (2) 宿毛市大島 大島南物揚場水域
 令和6年6月28日午前9時
 (3) 宿毛市大島 大島南物揚場水域
 令和6年6月28日午前9時
 - 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 (1) 令和6年6月28日午前9時
 宿毛市大島 大島南物揚場水域
 (2) 令和6年6月28日午前9時
 宿毛市大島 大島南物揚場水域
 (3) 令和6年6月28日午前9時
 宿毛市大島 大島南物揚場水域
 - 4 所有者等の行うべき措置
 工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
 - 5 漁港管理者の措置
 大島漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
 四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課(電話番号0880-34-5291)

高知県告示第486号
 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
 なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和7年1月30日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
 令和6年8月9日

- 沖の島漁港漁港管理者
 高知県知事 濱田 省司
- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 (1) F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.50メートル、船幅0.60メートル)
 (2) F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.00メートル、船幅1.40メートル)
 (3) F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.50メートル)
 - 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 (1) 宿毛市沖の島 臨港道路
 令和6年6月28日午前9時
 (2) 宿毛市沖の島 野積場用地
 令和6年6月28日午前9時
 (3) 宿毛市沖の島 臨港道路
 令和6年6月28日午前9時
 - 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 (1) 令和6年6月28日午前9時
 宿毛市沖の島 臨港道路
 (2) 令和6年6月28日午前9時
 宿毛市沖の島 野積場用地
 (3) 令和6年6月28日午前9時
 宿毛市沖の島 臨港道路
 - 4 所有者等の行うべき措置
 工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
 - 5 漁港管理者の措置
 沖の島漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないと

きは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第487号
漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和7年1月30日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和6年8月9日
佐賀漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
(1) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.70メートル、船幅1.40メートル）
(2) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.40メートル）
(3) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長7.40メートル、船幅2.70メートル）
(4) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.70メートル、船幅1.70メートル）

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
(1) 幡多郡黒潮町佐賀 漁船修理施設用地
令和6年6月28日午前9時
(2) 幡多郡黒潮町佐賀 漁具保管修理施設用地
令和6年6月28日午前9時
(3) 幡多郡黒潮町佐賀 漁具保管修理施設用地
令和6年6月28日午前9時
(4) 幡多郡黒潮町佐賀 漁具保管修理施設用地
令和6年6月28日午前9時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
(1) 令和6年6月28日午前9時
幡多郡黒潮町佐賀 漁船修理施設用地
(2) 令和6年6月28日午前9時
幡多郡黒潮町佐賀 漁具保管修理施設用地
(3) 令和6年6月28日午前9時

幡多郡黒潮町佐賀 漁具保管修理施設用地
(4) 令和6年6月28日午前9時
幡多郡黒潮町佐賀 漁具保管修理施設用地

4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置
佐賀漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第488号
漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を売却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和7年1月30日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和6年8月9日
伊田漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.50メートル）

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
幡多郡黒潮町伊田 漁船修理場用地
令和6年6月28日午前9時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和6年6月28日午前9時
幡多郡黒潮町伊田 漁船修理場用地

4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置
伊田漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第489号
高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年3月高知県告示第130号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第490号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年8月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 国道
2 路線名 493号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村平鍋字アセヒカ段487番12から安芸郡北川村弘瀬字土ヶ尾山226番9地先まで	前	4.4 }	218
	後	A	4.4 }
B		7.5 }	182

安芸郡北川村平鍋字アセヒカ段487番12から安芸郡北川村弘瀬字土ヶ尾山226番9地先まで

安芸郡北川村平鍋字アセヒカ段487番12から安芸郡北川村弘瀬字土ヶ尾山226番9地先まで

安芸郡北川村二タ又字落合中畝山357番5から

安芸郡北川村弘瀬字 土ヶ尾山226番9地 先まで		11.6	
--------------------------------	--	------	--

高知県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年8月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市はりまや町一丁目 368番8から 高知市はりまや町一丁目 401番まで	94	令和6年8月9日

高知県告示第492号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和6年8月9日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市	518番2	6.00	85.40	
町下井字ラ		6.00	5.12	
ノ丸		6.00	5.12	

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出があった。

令和6年8月9日

高知県知事 濱田 省司

	変更内容	
--	------	--

登録 番号	生産事業者 の氏名又は 名称	変更事項	変更前	変更 年月 日
			変更後	
特定 18- 1	住友林業株式 会社資源環 境事業本部 森林資源部 新居浜森林 事業所	生産事業者 の名称	住友林業株式会社資源 環境本部山林部新居浜 山林事業所	令和 6年 5月 31日
			住友林業株式会社資源 環境事業本部森林資源 部新居浜森林事業所	
		事業所の 名称	住友林業株式会社資源 環境本部山林部新居浜 山林事業所	
			住友林業株式会社資源 環境事業本部森林資源 部新居浜森林事業所	